

# 調理師のみなさまへ

令和6年度は調理師業務従事者届出の該当年です。

調理業務に従事している調理師の方は、  
「調理師業務従事者届」を提出してください。

調理師法では、2年ごとに知事に届け出ることが義務づけられています。

令和6年12月31日現在の調理師業務従事状況を  
令和7年1月15日までに届け出てください。

## ◆届出が必要な調理師の方

群馬県内にある次の施設で調理の業務に従事している調理師（調理師免許保持者）の方です。

\*パートやアルバイトの方も含まれます

- 1 寄宿舍・寮
- 2 学校（学校給食センター、幼稚園、幼稚園型認定こども園を含む。）
- 3 病院
- 4 事業所
- 5 社会福祉施設（保育所、幼稚園型以外の認定こども園を含む。）
- 6 介護老人保健施設
- 7 矯正施設
- 8 飲食店営業
- 9 魚介類販売業
- 10 そうざい製造業
- 11 複合型そうざい製造業、その他（多数人に対して飲食物を供与している施設）

オンラインが  
おススメ！

## ◆提出方法

令和6年12月31日現在の状況を入力（記入）のうえ、**(1)(2)どちらかの方法**で提出してください。

### (1) オンラインによる届出

スマートフォン又はパソコン（群馬県ホームページで「調理師業務従事者届」を検索）からぐんま電子申請受付システムにアクセスし、必要事項を入力してください。

(<https://logoform.jp/f/lqtPx>) 右の二次元コードからも御利用いただけます。



### (2) 書面による届出（郵送または持参）

この用紙に添付されている様式（コピー可）に記入してください。

様式は群馬県ホームページからもダウンロードできます。

提出先は、**就業地を管轄する**保健福祉事務所、前橋市又は高崎市保健所です。

## ◆届出期間

令和7年1月1日から1月15日

（持参の場合、土曜日、日曜日、祝日及び年始の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分）

- 調理師名簿登録内容についての電話でのお問い合わせは、ご本人であることが確認できないためお受けできません。
- 群馬県知事発行の調理師免許証を紛失された方は、再交付の手続きをしてください。
- 氏名や本籍地の都道府県が変更になった場合は30日以内に書換え申請が必要です。

再交付・書換えは、**住所地**の保健福祉事務所、前橋市又は高崎市保健所で手続きをしてください。

（群馬県以外の調理師免許の再交付・書換えについては、免許発行の都道府県にお問い合わせください。）

群 馬 県

◆記入上の注意点(書面による届出の場合)

- 令和6年12月31日現在の状況を記入してください。
- \*印のあるコード記入欄は、下のコード表を参照し、記入してください。
- 該当する文字又は数字を○で囲んでください。
- 年月日のわく内に数字を記入する際は、右につめて記入してください。

(記入例)

昭和48年7月1日の場合

① 昭和	年	月	日
2 平成	4 8	7	1

- 業務に従事する場所の施設区分は、下の表を参考にしてください。  
 従事施設が「給食施設」で、その施設が飲食店営業の許可施設(業務委託)である場合は、「業務に従事する場所」の区分は、1~7又は11に○を付け、「名称」は従事施設名と受託業者名の両方を記入してください。

(記入例) ○○病院内の△△給食会社に勤務している場合

従事施設名 ○○病院	外部委託の場合の受託施設名 △△給食会社
---------------	-------------------------

1 寄宿舎	社員寮、学生寮等
2 学校	学校(幼稚園から大学)、専修学校、学校給食センター、幼稚園型認定こども園等
3 病院	患者への給食等
4 事業所	会社、工場、事業場、官公署等の食堂等
5 社会福祉施設	児童福祉施設(保育所、乳児院等)、障害者支援施設、老人福祉施設(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター等)等
6 介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設
7 矯正施設	刑事施設、少年院、少年鑑別所等
8 飲食店営業	飲食店、仕出屋、弁当屋、旅館、ホテル等の営業施設
9 魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設
10 そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼物、蒸し物、あえ物等を製造する営業施設
11 複合型そうざい製造業、その他	そうざいの製造と併せて、食肉の処理や菓子製造等を行う営業施設、自衛隊、一般給食センター、住宅型有料老人ホーム、サ高住、他1~10に属さない施設

\* 都道府県コード

北海道	01	埼玉県	11	岐阜県	21	鳥取県	31	佐賀県	41
青森県	02	千葉県	12	静岡県	22	島根県	32	長崎県	42
岩手県	03	東京都	13	愛知県	23	岡山県	33	熊本県	43
宮城県	04	神奈川県	14	三重県	24	広島県	34	大分県	44
秋田県	05	新潟県	15	滋賀県	25	山口県	35	宮崎県	45
山形県	06	富山県	16	京都府	26	徳島県	36	鹿児島県	46
福島県	07	石川県	17	大阪府	27	香川県	37	沖縄県	47
茨城県	08	福井県	18	兵庫県	28	愛媛県	38		
栃木県	09	山梨県	19	奈良県	29	高知県	39		
群馬県	10	長野県	20	和歌山県	30	福岡県	40		

\* 市町村コード

市	北群馬郡	吾妻郡	佐波郡
前橋市	201	榛東村	344
高崎市	202	中之条町	421
桐生市	203	吉岡町	424
伊勢崎市	204	多野郡	425
太田市	205	嬬恋村	426
沼田市	206	上野村	428
館林市	207	草津町	429
渋川市	208	神流町	429
藤岡市	209	甘楽郡	429
富岡市	210	下仁田町	429
安中市	211	南牧村	443
みどり市	212	甘楽町	443
		利根郡	444
		片品村	444
		川場村	444
		昭和村	448
		みなかみ町	449
		佐波郡	464
		板倉町	521
		明和町	522
		千代田町	523
		大泉町	524
		邑楽町	525



\* 保健所・保健福祉事務所一覧

保健所・保健福祉事務所名	管轄市町村名	住所	電話
渋川保健福祉事務所	渋川市 榛東村 吉岡町	渋川市金井394	0279-22-4166
伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎市 玉村町	伊勢崎市下植木町499	0270-25-5066
安中保健福祉事務所	安中市	安中市高別当336-8	027-381-0345
藤岡保健福祉事務所	藤岡市 上野村 神流町	藤岡市下戸塚2-5	0274-22-1420
富岡保健福祉事務所	富岡市 下仁田町 南牧村 甘楽町	富岡市田島343-1	0274-62-1541
吾妻保健福祉事務所	中之条町 長野原町 嬬恋村 草津町 高山村 東吾妻町	中之条町西中之条183-1	0279-75-3303
利根沼田保健福祉事務所	沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町	沼田市薄根町4412	0278-23-2185
太田保健福祉事務所	太田市	太田市西本町41-34	0276-31-8243
桐生保健福祉事務所	桐生市 みどり市	桐生市相生町 2 丁目351	0277-53-4131
館林保健福祉事務所	館林市 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町	館林市大街道1丁目2-25	0276-72-3230
前橋市保健所	前橋市	前橋市朝日町 3 丁目36-17	027-220-5781
高崎市保健所	高崎市	高崎市高松町5-28	027-381-6111

**書面による届出の場合**（郵送または持参）

様式は群馬県ホームページからもダウンロードできます。

提出先は、**就業地を管轄する**保健福祉事務所、前橋市又は高崎市保健所です。

（持参の場合、土曜日、日曜日、祝日及び年始の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分）